

国民健康保険料等の負担を軽減

非自発的失業者の負担を軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険（国保）加入者の保険料を軽減します。軽減を受けるには、申請が必要です。

■対象

- 次のすべての要件を満たす人
- ・離職時点で65歳未満
- ・雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定された人

※特定受給資格者と特定理由離職者の確認は、雇用保険受給資格者証に記載されている離職年月日と離職理由コード（右の表）で確認できます。

■軽減方法 失業者の前年給与所得を実際の3割とみなして保険料を算定し、また高額療養費負担限度額等の所得区分の再判定を行います。

※給与所得以外の所得や失業者本人以外の国保加入者の給与所得は対

■非自発的失業者の要件となる離職理由コードと離職理由

離職理由コード	離職理由
11	解雇（離職理由コード50の重責解雇を除く）
12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止めによる退職（雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合）
22	雇止めによる退職（雇用期間3年未満、更新明示ありの場合）
23	契約期間満了（雇用期間3年未満、更新明示なし）
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職、退職勧奨
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
33	やむを得ないと判断される自己都合退職（被保険者期間が12カ月以上の場合）
34	やむを得ないと判断される自己都合退職（被保険者期間が6カ月以上12カ月未満の場合）

※受給期間終了後、雇用保険受給資格者証を破棄されている場合は公共職業安定所（ハローワーク）でご相談ください。

象外です。

■軽減期間 離職日翌日の属する月から翌年度末の間

（例）令和5年3月31日から令和6年3月30日までに失業した人

国保料＝離職日翌日の属する月から令和7年3月まで

高額療養費負担限度額等＝離職月の翌月から令和7年7月まで

※他の健康保険への加入等により、国保の資格を喪失した時点で軽減終了。

■手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知

その他の失業者の保険料減免

退職による国保加入者が雇用保険を受給する場合、その受給期間に相当する保険料について、所得割の月割額を3割減免します。

■手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知

※失業等により前年所得が著しく減少する国保加入者も減免の対象となる場合があります。

一部負担金の減免等

国保加入者が、医療機関で1カ月に支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

■減免期間 原則年間3カ月以内（医師の意見書により最大6カ月まで延長可）

■手続きに必要なもの 国民健康保険証、給与支払証明書等加入者全員の収入状況等を証明できる書類、全ての通帳（直近3カ月分が記帳されたもの）、家賃のわかるもの（賃貸の人）

※要件等詳しくは、お問い合わせください。

国民健康保険で柔道整復師（整骨院・接骨院）による施術を受けられる人へ

柔道整復師による施術は、保険給付対象になるものとならないものがあります。保険給付対象とならない施術を受けた場合には被保険者証は使えませんので、ご注意ください。



保険が使えるとき

- ▶外傷性のねんざ・打撲（スポーツでのねんざ等）
- ▶医師の同意がある場合の骨折・脱臼
- ▶応急処置で行う骨折・脱臼の施術（応急手当後の施術には、医師の

同意が必要）

保険が使えないとき（全額自己負担）

- ▶単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こり・腰痛
- ▶スポーツや仕事による筋肉痛・筋肉疲労
- ▶脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善がみられない長期の施術
- ▶保険医療機関（病院・診療所など）で同じ負傷等の治療中のもの

▶労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷

医療費の適正化にご協力ください

国民健康保険の医療費は加入者の保険料などで賄われています。柔道整復師に保険の使える範囲を相談し、適切に受診することで医療費の適正化につながります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

国保医療課国保年金係（☎983-2962）

令和6年分 年末調整（定額減税関係含む）説明会について

令和6年分の年末調整は例年とは異なり、定額減税事務を行う必要があるため、給与支払者向けに定額減税関係の説明を含む年末調整説明会を開催します。なお、説明会の参加には予約が必要です。

す。開催日前日の午後5時までに電話で下記の問い合わせ先に連絡してください（土・日曜日・祝日を除く）。※申込状況等により、ご希望に添えない可能性があります。ご了承ください。

国字治税務署法人課税第1部門（☎0774-44-4457）

開催日時	開催場所	定員
11月22日（金） ▶第1部 午前10時～正午 ▶第2部 午後1時30分～3時30分 ※1部・2部ともに内容は同一。	文化パーク城陽 ふれあいホール （城陽市寺田今堀1番地）	各回150人 （参加無料）

コンビニで税の証明書が取得できます

マイナンバーカードを使って、カード所有者本人分の税の証明書が全国のコンビニ等で取得できます。※利用店舗や利用方法等は、お問い合わせください。※マイナンバーカードとカード受領時に設定した4桁の暗証番号が必要です。

■取得できる証明書

令和6年度の所得証明書、課税（非課税）証明書
※確定申告等により所得に変更があった場合は、証明書への反映に時間がかかる場合があります。
※証明年度の1月1日時点と証明書発行時点で八幡市に住民登録がな

い場合は発行できません。

■サービスの利用時間

午前6時30分～午後11時（土・日・祝日含む）
※12月29日～1月3日とシステムメンテナンス日は利用不可。

■交付手数料

1通200円（市役所窓口の交付は1通300円）

「税を考える週間」絵画展

11月11日（月）～17日（日）の税を考える週間に合わせて「税金でつくられているもの」をテーマに市内小中学生が描いた絵画を展示します。

■期間 11月9日（土）～17日（日）
※13日（水）は除く。

■場所 文化センター1階ロビー

国税務課市民税係（☎983-1113）

市税・国保料

納付は口座振替のご利用を

固定資産税（第4期分）・国民健康保険料（第6期分）の納期限は12月2日（月）です。納期限までに市税等取扱金融機関、コンビニ、スマホ決済（PayPay、LINE Pay、au PAY、d払い）、市役所で納付してください。※市民税・府民税（普通徴収）、固

定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）の税目に限り、地方税お支払サイトでも納付いただけます。詳しくはこちらのQRコードを読み込み、ご確認ください。



口座振替の申し込みは、引き落としを希望される月の前月15日までに口座振替依頼書を市税等取扱金融機関（金融機関に同依頼書がない場合あり）や担当課へ提出してください。ゆうちょ銀行の口座振替は直接、ゆうちょ銀行へ申し込みくださ

い。
※納期限までに納付がない場合は督促状（督促手数料100円を加算）を送付し、京都府と京都市を除く府内25市町村で組織する広域連合「京都地方税機構」に徴収事務を移管します。

国市税に関すること＝税務課市民税係（☎983-2481）、
国民健康保険料に関すること＝国保医療課国保年金係（☎983-2962）